

法人設立・開設届出書の記載要領

横須賀税務署	〒238-8565 横須賀市新港町 1-8	TEL 046(824)5500
横須賀県税事務所	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19	TEL 046(823)0210
横須賀市役所市民税課	〒238-8550 横須賀市小川町 11	TEL 046(822)4000(内線 1762)

法人を設立した場合には、その設立の日以後 2 月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署、県税事務所及び市町村役場に提出しなければならないことになっています。また、神奈川県内に事務所を開設した場合には、法人開設届出書を納税地の所轄県税事務所及び市町村役場に開設の日以後 2 月以内に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。（税務署、県税事務所又は市町村役場のいずれかにまとめて提出した場合は他の機関に回送されます。）

なお、外国法人、公益法人等（法人税法別表第 2 に掲げる法人）又は人格のない社団等にあつては、この届出書とは別に税務署への届出が必要となります。

1 提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を各提出機関ごとに各 1 通添付して提出してください。なお、資本金 1 億円以上の内国法人の場合は税務署提出用として 2 通必要となります。また、市町村提出分は、支店等を有する市町村ごとに各 1 通必要となります。

- ① 定款、寄付行為、規則又は規約（以下「定款等」といいます。）の写し
- ② 設立の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ③ 株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員、その他法人の出資者（以下「株主等」といいます。）の名簿（次の項目を記載してください。）
 - ア 氏名
 - イ 住所
 - ウ 株数又は口数
 - エ 金額
 - オ 役職名及び当該法人の役員又は他の株主等との関係
- ④ 現物出資した者の氏名、出資の金額及び出資の目的物の明細を記した書類
- ⑤ 設立趣意書
- ⑥ 設立の時ににおける貸借対照表
- ⑦ 合併により法人を設立・開設した場合における合併契約書の写し
- ⑧ 分割により法人を設立・開設した場合における分割契約書の写し

2 各欄の記載方法

- (1) 「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。
- (2) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

- (3) 「連絡先・送付先」欄には、本店又は主たる事務所の所在地以外の場所を申告書等の送付先とする場合に、当該所在地を記載してください。
- (4) 「代表者氏名」欄には、法人を代表するものの氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所地を記載してください。
- (5) 「設立・開設年月日」欄には、設立・開設のいずれかを○で囲み、設立の場合には、登記事項全部証明書（履歴事項全部証明書）に記載されている登記年月日を記載し、開設の場合には、県内（市町村内）に新たに支店等を開設した年月日を記載してください。
- (6) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。
- (7) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている事業年度を記載してください。
- (8) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金の額を記載し、「資本金等の額」欄には、法人税法施行令第8条に規定する資本金等の額を記載してください。
- (9) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記載してください。この欄に設立年月日を記載した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。
- (注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間（一般的には設立第1期目及び第2期目）について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。
- なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には設立第3期目）からは、原則どおり基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。
- このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」をその選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。
- (10) 「支店・出張所・工場等」欄には、支店等の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
- なお、本店又は主たる事務所の所在地が神奈川県以外にある法人が、県内に2以上の支店等を有する場合は、その支店等のうち法人県民税・事業税に関する届出、申告等の事務を一括して行う支店等の名称の前に○を付してください。また、同一市町村に2以上の支店等を有する場合は、その支店等のうち当該市町村の法人市町村民税に関する届出、申告等の事務を一括して行う支店等の名称の前に△を付してください。
- (11) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。
- 新設分割により設立した法人である場合には、当該法人が、法人税法第2条第12号の9（分割型分割）に該当する場合には「分割型」、同第12号の10（分社型分割）

に該当する場合には「分社型」、又は分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式等の一部のみをその分割法人の株主等に交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付してください。

(12) 設立の形態が2から4である場合の「適格区分」欄は、合併、分割又は現物出資により設立した法人である場合に、その合併等が、法人税法第2条第12号の8(適格合併)、同第12号の11(適格分割)又は同第12号の14(適格現物出資)に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。

(13) 「事業開始(見込)年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。

(14) 「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください。(既に別途提出している場合は「有」を○で囲んでください。)

(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(15) 「申告期限の延長の処分(承認)の有無(開設の場合)」欄には、神奈川県内に事務所を開設した場合に、申告期限の延長の承認を受けている場合には「有」を○で囲み、延長された最初の事業年度及び延長月数を記載してください。

(16) 「関与税理士」欄には、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印するとともに、事務所所在地を記載してください。

(17) 「添付書類」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。

(18) ※欄は、税務署、県税事務所又は市町村役場の処理欄ですので記載しないでください。

事業年度・納税地・その他の変更・異動届出書の記載要領

法人に変更や異動が生じた場合には、変更・異動届出書を納税地の所轄税務署、県税事務所及び市町村役場に提出しなければならないことになっています。また、神奈川県内に事務所等を所有している法人は、納税地の所轄県税事務所及び市町村役場に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考にこの届出書を作成し、必要に応じた添付書類を添えて提出してください。（税務署、県税事務所又は市町村役場のいずれかにまとめて提出した場合は他の機関に回送されます。）

1 提出先と部数

この届出書は、納税地の所轄税務署（神奈川県以外に本店又は主たる事務所がある法人は不要です）、県税事務所及び市町村役場ごとに各1通提出してください。

市町村提出分は、支店等を有する市町村ごとに各1通必要となります。

必要な添付書類は届出事項によりますが、変更事項を証明するもの（例：履歴事項全部証明書、定款の写し、合併契約書の写し等）を添付してください。

2 各欄の記載方法

(1) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

(2) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記上の本店所在地又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「代表者氏名」欄には、法人を代表するものの氏名を記載し、代表者印を押印してください。

(4) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている事業年度を記載してください。

(5) 「変更・異動事項」欄には、届出事項を記載し（例：代表者変更）、「変更・異動（登記）年月日」欄にその年月日を、「新」「旧」欄にそれぞれの内容を記載してください。

(6) 「（注）本店等所在地の変更の場合」は、本店移転の場合に、旧本店の事業所としての存続・廃止を○で囲んでください。